

## 第 21 回富士山世界文化遺産学術委員会議事録

日 時 令和 5 年 11 月 27 日(月)15 時 00 分～17 時 10 分  
会 場 全国都市会館 3 階 第 1 会議室

### 1 開会

山梨県観光文化・スポーツ部 眞田次長より挨拶

### 2 報告事項

#### (1) 今夏の富士山の状況について

事務局(山梨)：資料 1 を説明

加藤委員：世界遺産アドバイザーに伺いたい。資料 1 の 5、6 ページ、時間帯別の登山者数推移のグラフは、どのように解釈したらよろしいか。良くなっているのか、どうなのか。

愛甲アドバイザー：平成 26 年度から令和元年度までの期間では、12 時から 14 時頃にかけて吉田口でいえば六合目を通過する登山者が多かった。このことから、山小屋に宿泊して、もしくは八合目あたりで御来光を迎える方々が多かったと推察される。これに対して、令和 3 年から令和 5 年にかけては、この時間帯の割合が大分低くなり、より早い時間帯の登山者割合と同じくらいの水準になっている。登山者数自体の変化もあるので単純比較はできないが、できるだけ同様な混雑時期を抽出していることも考慮すると、日帰りの、朝に登り始める方が比率的には増えたといえる。したがって 1 日の時間単位で見ると、平準化の方向に向かっていて、御来光登山だけを目指している人が非常に多くの比率を占めていた以前とは違う状況になってきている、と解釈できる。

加藤委員：全体的には望ましい方向、というよりも、悪い方向にはいってない、そのように受け取ってよろしいか。

愛甲アドバイザー：これは私見だが、良いか悪いかの判断は、なかなか難しい。来訪者管理計画の指標には、山頂から山小屋に宿泊または休息して、御来光を拝む登山者の割合、というものがある。実は、今回の登山者の動向は、その指標とは逆行する動きになっている。しかし、頂上付近の混雑、危険を避けるという意味では、良い方向に向かっていると思う。

木下(剛)委員：2 点、ご意見差し上げたい。まず 1 点目。登山者数が増えてきた時に、このような平準化の取り組みは引き続き大切になってくると思う。これに関連して、この混雑予想カレンダー、混雑が予想される日が段階的に着色されていて、視覚的に非常にわかりやすい。そこで同様に、1 日のなかで混雑が予想される時間帯も、視覚的に示すことができれば良いかと思う。次に 2 点目。保全協力金の徴収方法や用途など、基本的な情報を教えてほしい。

事務局(山梨県)：まず、混雑カレンダーについては、資料中では小さくて見えにくいですが、登山道別に、混雑予想時間帯を視覚的に表示しているところ。よりわかりやすい方法については、今後も検討していきたい。次に協力金について。徴収金額は成人ひとり 1,000 円をお願いしている。用途は、登山道の整備やトイレの維持管理費などで、詳細は県のホームページで公開している。

木下(剛)委員：山梨と静岡では、保全協力金の用途、考え方に対して共通の理解ができているのか。

事務局(山梨県)：共通の認識ができている。

吉田委員：非常に協力率が上がっていることはとてもいいことだと思うが、今回、75% 近くの実績があったということは、どういった点が功を奏したと考えられる

か。いろいろな対策、工夫をされていると思うが、どういったところがうまくいったと考えていらっしゃるのか、お教えいただきたい。

事務局（山梨県）：社会全体として、富士山を保全していこうという意識が高まってきたのではないかと考えている。もう一つは、協力金をいただいた方に、記念品として世界遺産登録10周年木札をお配りした、といった工夫も効果があったと考えている。現地でも、活動内容の周知も含めた声掛けをして協力をお願いしている。このような地道な取組の効果も出てきたのではないかと考えている。

事務局（静岡県）：静岡県側については昨年度の57.3%から、今年度は73.5%と大幅に上がった。その要因として、協力金の使途についてチラシ等によるPRに力を入れたこと、今年は10周年ということで静岡県も山梨県と同様に記念品の木札をお配りしたことがあった。10周年ということで報道等も増えたことから、多くの人に知ってもらえた効果があったのではないかと考えている。10周年を終えて、来年度はどうやってPRをしていくかが重要と考えている。

吉田委員：協力金制度が浸透してきたから、というだけではよく理解できない。やはり、協力金の使途に対する理解度が上がってきた、そういったところがあれば、今後もこの率が維持されると思う。10周年という理由だけだと、今年は高くなったけれど、今後また低くなってしまふ、ということになる。そうではなくて、今回もう少し、推測だけでなく、分析をきちんとやっていただいて、今後どういうふうにしたら、この率を維持し高めていくことができるか、検討していただきたい。

北川委員：混雑解消に向けていろいろな取り組みをされていると思うが、その効果について評価されているのか。登山者の平準化により事故が減ったとか、人の流れがどう変わったかとか、そういう何か具体的なデータがあったら教えて欲しい。逆に、あまり平準化していなくて昼間の方に登る人が多いのかどうかということもあってもおかしくないのでは。

事務局（山梨県）：明確なデータは手元にないが、過度な混雑により事故等が誘発される可能性が高くなることは想定される。登山者数の平準化により混雑が緩和されるということはあるかと思う。

北川委員：感覚的にはそれで正しいと思うが、例えば警察で持っているデータと突き合わせるとか、救護所のデータ、そういうものを比較してみたら、定量的に議論できるかと思う。

事務局（山梨県）：山梨県が山頂付近に安全誘導員というものを設置している。その報告によれば、混雑はしたものの前後の間隔がないような状況にはならず、整然と進んでいたというような状況は聞いている。

事務局（静岡県）：静岡県では、登山者数自体は令和元年の水準に達していない一方、遭難救助の件数自体は増えているという状況。何が課題なのか検証していく必要がある。

北川委員：今すぐというわけではないか、いつかこういう解析をして、何かを紹介していただけたらと思う。

木下（直）委員：協力金の木札、これは山梨と静岡で共通のものか。

事務局（静岡県）：もともと山梨県では木札、静岡県は缶バッジ。今回、静岡県でも木札を制作した。10周年ということでチャレンジした。これまではデザインもそれぞれだったが、今年は10周年記念として共通のデザイン。それぞれ別に制作はしているが、イメージとしては統一感を出した。今年、好評だったので、引き続きできればということで検討している。今後のデザインについても、

それぞれで検討するかどうか、これから考えていく。

木下（直）委員：なぜ、このような質問をしたかという点、資料7頁「今年の取り組み」にある表、一番上の両県の取り組み、これは本当に一般的な内容、そういったことが書いてある。基本的な取り組みは個別にやる、ということか。

事務局（山梨県）：吉田口登山道は登山道の中でも最も登山者数が多い。今年は世界文化遺産登録10周年ということで、特に多くの登山者が見込まれた。それぞれの登山道の特徴、状況に応じて、対策を考えていったということ。

木下（直）委員：この資料を拝見して、両県で共有できそうな方策もあるのでは、と思った。個別にやるのは結構だが、一緒にやった方が良い効果が得られるものもあるのではないか。例えば各大使館による発信など。

事務局（山梨県）：登山シーズン開始後も、できる対策はどんどんやっていこうという考え方で進めたため、完全に足並みをそろえるところまではいかなかったが、今後、静岡県との情報共有を図りながら検討していきたい。

北村委員：弾丸登山について。先ほど静岡では遭難救助の件数が増えたということだったが、これは弾丸登山と関係があるのか、教えていただければ。

事務局（静岡県）：精緻な分析は今のところ行っていないが、やはり今年の相談苦情の傾向としては下山時の転倒などの事例が多かったとは聞いている。弾丸登山による影響はあるかと思うが、ただ事案が発生する時間帯を見ると、例えば日中に日帰り登山された方と思われる例も見られた。今後、県警等からも情報を得ながら分析したい。

堀内委員：富士山は信仰の山ということで、世界遺産に登録されている。重要文化財に指定されている「富士参詣曼荼羅図」には、松明を灯して、森林限界付近から、夜に山頂を目指す姿が描かれている。また吉田口登山道をみれば、伝統的な登山の在り方が残されていたものが、だんだん崩れてきている、というふうには思う。登山者数の平準化という議論は当然しなくてはいけないことだが、信仰的登山の在り方ということも、何とか両立するような余地、ということ、ぜひご検討いただいて、ご配慮いただきたい。その中で、信仰的な登山もできるというふうなかたちで、議論を進めていただきたい。

岡田委員：登山者データについて。外国人に関する数字的な情報はもう少し何とかならないかなと思う。例えば、登山者に占める割合や、どのぐらいの方が協力金を払って

いるのかなど。弾丸登山についても、外国人の方が含まれているといった報道を目にする。そういったことを、数字で把握できればと思うが、今後、何かアイデアはあるか。

事務局（山梨県）：具体的なデータの収集というところまでは至っていない。個別のデータを取れるように、検討はしていきたい。

山本アドバイザー：登山者数が減ると、副次的にいいことがあるのか、という北川委員からの質問に関連して発言する。山岳遭難事故が静岡県で増えているのではないかと報告に対して、その理由が何かということが議論となった。私が過去に、20年～25年分ぐらいだったと思うが、静岡県警と山梨県警の山岳遭難事故資料をまとめたことがある。その時の結果では、吉田口と富士宮口は軽症の事故が多く、転倒等が主な態様だった。一方で御殿場口と須走口は道迷いがかかなり多かった。朝早く登り始め、日没頃に下山し、道を見失って道迷いになる事故が多く、割合としてもかなり高かった。20年分くらい調べるとこのようなことがわかってくる。コロナ禍を経て、登山者の登山開始時間早めになっているということは、日帰りで登り、帰りの時間を想定しながら下

山し、日没の時間に間に合わない登山が増える可能性がある。つまり、先ほど紹介した事故報告でよく見た事案に繋がってないとよいと思うが、そのあたりが心配だ。最近 5 年間ぐらいのデータは未だ見ていないので、断定的なことはいえないが、そういう指摘はできるかもしれない。

中田委員：現在の混雑緩和が保全に繋がり、余裕を持って山に登ることができるということで、本来の意味に少しは近づくとは思う。一方でやはり堀内委員が指摘されたように、もともとの富士山が持っている、神聖な部分とか文化的なところ、そういうものをどう担保するかということは、やはり、混雑緩和とは別の方向にあると思う。事前説明の時は、インバウンドの人達等のマナー違反により大変なことになっているというような印象を受けた。ただし、東南アジア等に調査に行くと、やはり登山道入口には寺社があって、そこに参詣してから登山を始める、だけどやはり夜中から登山を始めて、御来光を拝む、という文化がある。そういう文化には日本と共通したものがあるので、富士山に登るときも、そういった日本の文化、あるいはアジアの文化としての共通点のようなところを訴える、そういった啓発的な活動をやりながら、混雑緩和を目指す、ただ弾丸登山はよくないという、そういうやりの方が好ましいと思う。今の報告を見ると、ただ混雑を緩和しましょうという方向だけなので、ちょっと違うのかな、という気はしている。

加藤委員：今のいろんなご意見をお伺いしていて、やはり以前から言われていることだが、どうしても整理が必要に感じる。いわゆる弾丸登山の定義がなされていないし、弾丸登山の何が悪いのかということや、富士山の在り方に対して、みなイメージが違う。ただ、今やらなければならないことの一つに、危険な状況への対応。危険というのは、登る人の危険、あるいは周囲の人への危険。言い換えると、危険と迷惑。こういう状況を、まず抑える。その上で、それぞれの意見をなるべくうまく調整し、反映できるような形で計画を考え、管理をしていく。種々の問題を単に「弾丸登山」という言葉に全部含めてしまったところに、問題があるような気もする。

## （２）来訪者管理計画の見直しの進捗状況について

事務局（山梨）：資料 2 を説明

木下（剛）委員：17 世紀以来の登拝に起源する登山の文化的伝統の継承という部分、吉田口登山道の利用者割合が目標水準に達していないということだが、少しずつだけでも、その割合が高くなってきているというのは、いいことではないかと思う。いわゆるクラシックルートとか、（早く山頂に到達することを志向する）近代登山の対極にあるスロー登山として、こういう登山道は観光資源にもなると思うし、登山者の平準化にも繋がると思う。潜在的なニーズは間違いなくあると思うので、外国人も含めて、もっと PR をしっかりできると、飛躍的に増えていくのではないかと感じる。こういう巡礼のみち、伝統的な登山道は、ハードの部分、しっかりと整備されているのか。PR だけではなく、そういった環境整備も大事だと思う。安全に登れるようなサイン類とか、登山道の整備とか、その辺はどういう状況なのかお伺いしたい。

事務局（山梨県）：富士吉田市で整備計画等を策定中。県としても PR 強化等、考えていきたいと思っている。

木下（直）委員：このアンケートは、そもそも何人の回答に基づいているのか。例えば、指標と水準の見直しはまさに進められていることと思うが、多分前回も話題になったと思うが、富士山に神聖さを感じた登山者の割合。多くの人は神聖

さを感じるのではないかと思うが、実績として 88.2%、しかし目標は 90%。この数字はどんな意味があるのかな、と思う。かつ、これは一体何人の答えなのか。

事務局（山梨県）：アンケート回答者は全国で約 2000 人。（正確な数字：1,416 人）

木下（直）委員：アンケート調査は常時やっているのか。

事務局（山梨県）：3 期に分けて、計 6 日間実施している。

### （3）今後の入山管理対策の方向性について

事務局（山梨県）：資料 3 を説明

事務局（静岡県）：資料 4 を説明

藤井委員：資料 3 の中の弾丸登山 3,800 人という数字の根拠を教えてください。

事務局（山梨県）：富士吉田市等で運営している六合目安全指導センターを午後 9 時以降に通過した人数をカウントした結果である。

吉田委員：山梨県では、今後の課題解決のため、上限を設定して、超えた場合は登山を規制するとか、それから時間を設定して、それ以降は規制するといったことも検討されるとのこと。私が以前に所属していた負担金制度の検討会の時にも提案をしたが、そのときは、登山道は県道なので、なかなかそういう規制は難しいということで終わってしまった。けれども、現在のような状況になってくると、それも検討しなくてはいけないということだと思う。ぜひ、検討するにあたっては、2 点について考慮してほしい。一つは、富士山が世界遺産になった頃と今とでは、かなり状況が違ってきているということ。例えば吉田口 4,000 人、富士宮口 2,000 人という指標を決めた時には、この人数になると、山頂付近はどのようなことになるかというようなことを、カメラをつけて、かなり詳細に検討した上で決めた経緯がある。そのときは、まさか登山道で寝込んだり、たき火をしたりする人が現れるなんていうことは、想定してない状況だったわけである。けれども今、富士山に登る人は、もう日本人だけでなく、日本在留の方も含めた多くの外国人の方が来る、そういう状況になってきたということを前提にしなければいけない。これが一つ。もう一つは、前々から私が負担金制度の検討時に申し上げてきたが、富士山を予約制の山にしたらどうかということ。全部予約制にするか、一部予約制にするか、いろいろ方法はあると思うが、原則は予約制。その予約をする時に、日本人の人は日本語で、外国人の人は英語なり、その他の言語で、ちゃんとマナーの啓発等をして、その上で、富士山にはゴミを捨てませんとか、あるいは登山道の障害となるようなことはしませんとか、そういったいわば契約のようなもので全部チェックボックスにチェックをしてもらって、以上、私は誓約しましたと言って、全部チェックした人のみ登れる、そのぐらいの仕組みにしないと、もう駄目な時代になってきたのではないかと、という感じもする。このような確認をすれば、マナー啓発にもなり、安全確保等の効果も期待できる。私も世界遺産になっている色々な山に行ったが、例えば中国の黄山では、上の方までずっとコンクリートでステップになっている。皆、平気で軽装で登ってってしまう。靴は運動靴程度、雨具は 100 円で買えるようなカッパで、下山口で皆それを捨ててしまう。それが常識という方々が沢山いる。むしろ、日本のような登山文化があって、私も先輩から、登山靴と雨具だけは命に関わるから、お金かかってもいいものを買えと言われたけれども、そういった文化を持っている国の方が少ないのかもしれない。そういった時代になってきた。

ちゃんと、安全のために必要なものを持ってこないと駄目だと、それがわかった上で登ってもらわないと困るという時代になってしまったのではと思う。そういったマナー啓発、安全確保、それから外国人対応。そしてプラスアルファで、予約の際にカードで協力金も払ってもらおうと。そういうような形が、予約制にすれば取れるので、ぜひこの課題解決のための対応 2 件、ご検討いただきたい。予約制にしていれば、予約がないので無理ですよと言えるが、その仕組みがないまま、登山口まで来た人を追い返すことは、なかなか難しいと思う。そういったことも含めて、ぜひ原則予約制にする方向で検討していただけたらと思う。

加藤委員：資料 3, 4 を見ると、先ほど報告事項であった来訪者管理計画の見直しと、かなり内容が重複する。特に資料 3、登山者数の設定上限を超えた場合の規制、この考え方がいかどうかというのは別にして、これは多分、来訪者管理計画の核心であり、また見直しの時にもこの議論が出てくる。資料 2 の後半のところで、来訪者管理計画ということを議論する時には、どのような整理・位置付けかという、やはり世界文化遺産協議会というのが、基本的に、イニシアチブ、責任というか、中心にある。しかし、世界文化遺産協議会は、なかなか小回りがきかないところもあるので、世界文化遺産協議会は、基本的には来訪者管理の対策・政策は考えない。しかしそうは言っても、先ほど報告 1 であったように、もう無視できない問題が富士山の山頂はじめ富士山では起こっている。そこで、山梨・静岡両県が世界文化遺産協議会等と調整をとりながら、まずやれることをやっていく。そして、そこで、どんなことをやったか、どのような結果だったかという情報を遺産協議会に連絡し、そして遺産協議会がまた主導権をとって次の資料にありましたような、来訪者管理計画、そちらの方に反映させていくということ。両県がそれぞれ単独に、勝手にやっているというのではなくて、例えば遺産協議会を中心に協調しながらやっているという整理はもちろん、実態も調整・協調を常に意識していただきたいと思う。その上で、吉田委員からも今お話あったところだが、やはり何か今まで想定していたことと違うことが起きている。資料 1 であった通り、今年、吉田口で 4,000 人を超えた日は 0 日だった。ところが富士山では、色々な問題が既に起きている、又は起きつつあるので、山小屋等々の関係者が中心になって、何とか抑えている。そういうようなお話で、そこは早急に対応していかなければいけない。こういうような両県の考え方及び両県の活動というのは、ぜひ積極的にやっていただきたいと思うが、ただ、くどいようだが、両県が勝手にやっていって、バラバラで調整が難しいというようなことになると大変なので、ぜひその相互調整関係は、よろしく願いたい。

木下（剛）委員：参考までに伺いたい。山梨県の 3,800 人という弾丸登山者数。この中で、保全協力金をお支払いしてくれた方はいらっしゃるのか。保全協力金は、そういったマナー改善に役立つのかどうか知りたい。

事務局（山梨県）：そういったデータはとれていない状況。

岡田委員：山梨県で条例化を含めた検討がされているということは、規制に際して法的根拠が必要との認識があるのだと思うが、静岡県では必ずしもそういった対応は必要とされていない。そういった違いがあってもよいものだろうか。

事務局（山梨県）：やはり規制をするにあたっては、何らかの法的根拠が必要かどうかも含めて検討を行っているところ。

事務局（静岡県）：静岡県については、登山ルートによって、かなり登山者数の開きがあるという状況。地元、現場の声としては、どちらかというと登山者数の制限と

いうよりは、マナー規制が課題の重きではないかという声をいただいている。山梨県との大きな違いは、五合目の環境。吉田口が売店等、非常に充実しているのに対して、本県側は、特に富士宮口が一番の大きな人数が来るところだが、最も人数を収容できた施設が焼失したという現状もあって、同じような形での規制が難しい状況。したがって、たとえば目的から考えていって、静岡県ではどういったような規制が必要なのか、登山道ごとにどういったような規定が必要なのかということ、少し丁寧に議論をする必要がある。その結果、両県で必ずしも全く同じ対応はできていないという状況。

藤井委員：県道を通行止めにするのに条例が必要なのか。コロナの際は、富士山を閉山したわけである。コロナ時にできるなら、時間で通行制限することも、それは危険があるとみなしたらできるのではないかと。道路通行上、安全が保障できないという検討をしたうえで。いかがか。

事務局（山梨）：その点も含めて、検討を進めているところ。

北村委員：私も予約制には賛成。ただ、確かに山梨側で規制した、すると静岡側の方に登山者が移動したという事態もありえる。今どういう状況で静岡は少ないのか、いろんなことがあると思うが。富士山全体として一体何万人をキャパシティとして受け入れて、そのうち静岡への配分がある程度決まらなると予約、規制ともに、難しいのではないかと思う。たとえば駐車場が非常に少ないから、すなわち車のキャパシティで登山者数がある程度決まっているのか、など。そういう交通の現状なども分析してから、次の段階の計画があって、それから条例化、という感じかなと思う。

加藤委員：確かに富士山全体でどれだけの利用者、どれだけの登山者が適切なのかというように、しっかり考えなければいけないのはもちろんその通りで、それは多分、来訪者管理計画の見直しの核心。それをやることは絶対に必要だが、しかしそれができるまで待っていると時間がかかってどうしようもない、というのは多分、現場の皆さんのお考えだろう。だとすると山梨・静岡両県の皆さんに早急に頑張っていたらかなければならないのは、その富士山全体の望ましいあり方ということはさておいて、今どんなことが問題になっているのか、どんなことをとにかく抑えなければいけないかを整理し、そこに集中した対策をまずやっていただくというのが、現実的かなと思う。一方、将来的には富士山全体の登山者利用者数のキャパシティを決めてそれを各登山道に配分して、という細かなことができればそれは非常に望ましいだろうが、そうではないということになれば、吉田先生が指摘されたように、登山口まで来た人を門前払いするというような形の対策では受け入れられないだろうから、やはり予約制。そうすると、夕方に富士山に来ようという人は山小屋に泊まるということではなければ登れませんよと。そういう辺りというのは考えられるのかなと思う。ただ、先ほどお願いした通り、長期的な計画でしっかりやることと、短期的に早急にやるべきことを分けていかないと、話がどんどん混乱していき、すぐにやらなければいけないことが遅れてしまうという気がする。

青柳委員長：オーバーツーリズムが世界的に非常に深刻な問題になっている。おそらく富士山も、その対象に、将来的にはなっていく可能性がある。だから、中長期ではなくて喫緊の課題として、対策を取っておくべきだと思う。そういう意味で、いろんな世界遺産で富士山と似たような管理者が複数あるような事例や、今ほとんどのミュージアムや遺跡などは、もう予約制に入っているの、そういった事例も含めてぜひ協議会で検討していただきたい。

#### (4)「富士山登山鉄道構想」の進捗状況について

事務局（山梨県）：資料5を説明

岡田委員：富士山の世界遺産としての価値にどう影響するかを評価するのがH I A（遺産影響評価）だと思うが、それとは別に、法律又は条例で、環境影響評価が義務づけられている。今回の場合は、この環境影響評価は別立てで実施されることになるのか。

事務局（山梨県）：環境アセスメントも行うことになっている。

岡田委員：それはどういう段階でスタートされるのか。もう既に着手されているか。

事務局（山梨県）：まず、計画段階における遺産影響評価を行い、その後、事業段階におけるH I Aとほぼ同じ時期にやることを予定している。

稲葉委員：今言ったE I A（環境アセスメント）は、国の法律に基づくE I Aかそれとも条例の中の県の条例に基づき行うのか、もうその仕分けは終わったのか。

事務局（山梨県）：まだ終わっていない。

北村委員：経営について。富士山登山鉄道構想の29ページにある収支シミュレーション。1万円の料金を300万人が利用するということだが、これをもう少し精緻にさせていただいた方がいいのではないかと。1万円を徴収するとなった結果、みんな静岡の方へ行くようになる可能性もある。先ほど申し上げたキャパシティの問題と料金の問題が影響するだろうと思う。この収支シミュレーションは、どのような想定で登山鉄道を利用するようになるとしているのか。鉄道で行くと一人1万円、車で行けば、駐車場代は1人で大体700円。静岡側では無料。バスで行くと一人2,000円ぐらい。コストが違う。距離も違う。鉄道の経営が果たして本当にうまくいくのかどうか。環境の問題や、来訪者をどうコントロールするかという問題に比べて、料金は余計なことかもしれないが、その辺りが気になっているので、どこかで整理していただければいいと思う。現状のシミュレーションは問題があるのではないかと思う。

### 3 審議事項

#### (1) 令和4年度経過観察指標に係る年次報告書（案）について

事務局（山梨県）：資料6を説明

岡田委員：5ページの主要地点への来訪者数に関連して。富士山の周辺の構成資産の中で、既にオーバーツーリズムの心配があるようなところがあるのかないのか、あるいはその見通しなどはいかがか。

事務局（山梨県）：具体的に今、オーバーツーリズムになっているところは見受けられないが、引き続きモニタリングを実施していく考え。

木下（剛）：市街地から富士山や構成資産を眺望している定点観測地点が少ない印象。自然環境が非常に豊かなところが中心だが、そういう場所は変化の少ない可能性が高い場所で、むしろ市街地を前提にして、背景に富士山や構成資産が見えるとか、或いは市街地の中で構成資産がどのように見えるかとか、むしろもっと変わるリスクの高い場所も積極的に、定点観測地点に含めた方がいいのでは。そういう場所は市町村の景観計画とか、そういう自治体の計画の中でも重要な景観の軸とか、視点場に位置付けられているところが多いと思う。その場所が重なっていても構わないと思うし、むしろ重なっている方がいいと思う。山梨県・静岡県こそ、そういうところに目を光らせておくということで、市街地から見た富士山の定点観測もやられた方がいいのではないかと。特

に、戦略的に重要な景観のところについて。意見として提示したい。

加藤委員：12 ページの総括のところの2 番目。「前年度に比べて社会的にも大きく注目された、このことを受けて各種取り組み～」の部分。もし、これから修正していただくのであれば、登山者数が増加した、社会的にも大きく注目されたということだけではなく、登山者数が復活し、そして社会的にも注目されている結果、国内国外から多様な人たちが来ている、多様な方々が訪れるようになった結果として、山の中での行動がどうも従来の富士山の利用と変化してきている可能性がある。そういったことが、いろんな問題を引き起こす可能性があるので…というように、どこまで書き込むかは別として、「前年度に比べて増加」「社会的に注目」だけではなくて、本当に多種多様な人々が来るようになった、いろんな使い方、いろんな楽しみ方が生まれた結果、これまで予想も対応も考えてこなかったような、新たな問題が生じている、ということまで書き込んでもいいのかなという気はした。

文化庁（鈴木調査官）：今回 13 ページでお示しいただいたように、世界文化遺産登録後の 10 年間における大きな流れを振り返っていただいたのは大変良かった。それを踏まえて具体的なことを一つと、全体的なことを三つお伺いしたい。まず 1 点目。3 ページの 2 番目のところ、「遺産影響評価の実施」においてレベル 1 が山梨県 1 件に対して静岡県が 137 件。この大きな違いは何か。例えば静岡県の開発圧力が大きいということがあるのか。あるいは、そもそもこのレベル 1 というふうにとらえる細かさが違うのか。この大きなギャップがどこに起因しているのか教えていただきたい。次に全体的な質問として、一つは、今日、この年次報告書を学術委員会でお認めをいただいたら、それが決定ということになるのか。2 番目としては、毎年申し上げて恐縮だが、負の影響がなかった事に加えて、いろいろな取り組みをされている中で、プラスの影響はなかったのか。そして 3 点目としては、今回のモニタリングの結果、O U V（顕著な普遍的価値）に影響があったのかなかったのか、その O U V の理解を減ずるようなことがなかったのか、あるいは理解を増すような形になっているのか。そういった最終的な結論のところを教えていただけるとありがたい。

事務局（静岡県）：静岡県側の状況について。内訳を確認したところ、静岡市からの報告件数が多い。かなり細かく拾って報告してくれているため、この数字になっている。

事務局（山梨県）：山梨県で 1 件の報告となっているが、これは山梨県の場合、H I A が必要のレベル評価に入る前に、県の景観配慮条例によって捕捉される事例がほとんどのため。

稲葉委員：景観配慮条例にかかったものも、報告の件数に含めなくてもいいか。静岡県の場合は窓口相談があった件数ということなので、その数は大変重要なことだと思う。事前に捕捉をするということが大事。窓口相談は最初の仕分け、その数を地元がどれくらいしっかりと相談に来ているのかということを中心に拾っておいていただきたい。

事務局（山梨県）：景観配慮条例による捕捉件数も今後、追記するようにする。次に、その他のご質問について。まず、今回、稲葉委員の今のご意見も含め、様々な修正を行うこととなろうが、そうすると、次回の学術委員会でもう一度お諮りした方がよろしいか。

青柳委員長：報告していただければ結構。

事務局（山梨県）：承知した。次に、プラスの影響の評価について。なかなか難しいが、

例えば文化財の毀損届や修理等の状況。今回だと北口本宮浅間神社の東宮西宮の修復工事が今年度完了予定。来年度には、その状態を報告できる。そうすると、お客様がお見えになった時、きちんとした考証に基づき修復された姿をご覧いただけたら、これは、富士山の持つ価値の向上に繋がっていると解釈できるのではないかと。そういった活動を、この報告書において報告していると考えている。

文化庁（鈴木調査官）：総括に記載すべきかどうか、あるいは、それを受けた結論を記載するのは要検討だが、モニタリング結果として負の影響はなかった、取り組みが功を奏して正の影響があった、その結果、OUVに対してどうだったか。そういったところがはっきりすると、それらが20年、30年積み重なっていくと、この年はこうだったと、より明確に振り返られるかと考える。

事務局（山梨県）：OUVへの繋がりについても、一読してわかるかたちに変えていきたい。

#### 4 その他

特になし。

#### 5 閉会